

広島市規則第67号

令和7年12月12日

消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

広島市長 松井一實

消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
消防局長に対する事務委任に関する規則（昭和34年広島市規則第71
号）の一部を次のように改正する。

本則第211号中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改め、本
則第247号中「第13条第2項」を「第16条第2項」に改め、本則第
248号中「第10条第7項」を「第13条第9項」に改め、本則第24
9号中「第13条第3項」を「第16条第3項」に改め、本則第250号
中「第13条第4項」を「第16条第4項」に改め、本則第253号中
「第13条第7項」を「第16条第7項」に改め、本則第258号中「第
13条第8項」を「第16条第8項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年12月25日から施行する。